

野生鳥獣の肉における放射性核種の濃度測定結果について

H24.3.9

自然保護課

県調査○、民間調査△

規制値超過の個体が確認された市町村	イノシシ	今回	二本松市○、川俣町○、
		前回まで	福島市△○、二本松市△○、伊達市○、川俣町○、郡山市○、須賀川市○、田村市○、天栄村△、平田村○、白河市○、棚倉町○、矢祭町○、西郷村○、鮫川村○、相馬市△○、南相馬市○△、川内村○、いわき市△○
	ツキノワグマ	今回	—
		前回まで	福島市○、二本松市○、西郷村○
	キジ	今回	なし
		前回まで	なし
	ヤマドリ	今回	—
		前回まで	いわき市(久之浜町)○
	カルガモ	今回	—
		前回まで	なし
マガモ	今回	—	
	前回まで	なし	
コガモ	今回	—	
	前回まで	なし	
ニホンジカ	今回	—	
	前回まで	西郷村○	
ノウサギ	今回	—	
	前回まで	川俣町○	
特記	<p>●今回の検査結果 イノシシ15頭、うち暫定規制値を超えたもの8頭。キジ1羽は暫定規制値未満(計16個体)</p> <p>○イノシシの肉について、中通り(県北、県中、県南の地区)、浜通り(相双、いわきの地区)においては自家消費を控えるようお願いします。</p> <p>○ツキノワグマの肉について、中通り(県北、県中、県南の地区)においては自家消費を控えるようお願いします。</p> <p>○ヤマドリの肉について、いわき地区においては自家消費を控えるようお願いします。</p> <p>○ニホンジカの肉について、県南地区においては自家消費を控えるようお願いします。</p> <p>○ノウサギの肉について、県北地区においては自家消費を控えるようお願いします。</p> <p>上記以外についても、野生動物の自家消費は慎重な対応をお願いします。</p> <p>※国の指示</p> <p>○イノシシの肉の摂取制限 県北地区(11/25～)、相双地区(11/9～)</p> <p>○イノシシの肉の出荷制限 中通り 県北地区(11/25～) 県中、県南地区(12/2～) 浜通り 相双地区(11/9～) いわき地区(12/2～)</p> <p>○ツキノワグマの肉の出荷制限 中通り 県北、県中、県南地区(12/2～)</p>		

イノシシ

No.	方部	捕獲地点	捕獲月日	検査月日	核種濃度 (セシウム) Bq/kg
1	県北	二本松市	1/20	3/8	836 ※
2			1/28	3/8	859 ※
3			1/28	3/8	1,050 ※
4			2/4	3/8	845 ※
5			2/11	3/8	1,220 ※
6			2/17	3/8	390
7			2/18	3/8	603 ※
8			2/19	3/8	420
9			3/1	3/8	374
10			3/4	3/8	281
11			3/4	3/8	644 ※
12	県北	川俣町	2/22	3/8	843 ※
13		大玉村	2/22	3/8	302
14	県中	郡山市	2/19	3/8	253
15	会津	喜多方市	3/1	3/9	71.9

キジ

No.	方部	捕獲地点	捕獲月日	検査月日	核種濃度 (セシウム) Bq/kg
1	県中	郡山市	2/7	3/8	25.8

核種濃度は¹³⁴Csと¹³⁷Csの合計。

※は、Cs(セシウム)2核種合計が食肉の国の暫定規制値500Bq/kgを超えているもの。